

1 医師確保に関する会議体における協議について（令和8年6・8月開催結果）

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分		県養成医師派遣調整会議	臨床研修・専門研修等 に関する協議会
協議事項		自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学で養成した医師（県養成医師）の円滑な研修・派遣等の実施を図るため、次の事項について協議 ・ 県養成医師の派遣計画に関すること	新専門医制度（H30.4～開始）について、医師の地域偏在等を助長しないよう、専門研修プログラムの認定に当たり、次の事項について協議 ① プログラムの内容把握及び確認・検討等 ② 必要な修正意見の日本専門医機構への提出等
構 成		18名 （大学 7名 へき地医療病院等 8名） （県 3名）	7名 （大学 2名 医師会 2名） （病院団体 2名 県 1名）
開催実績	開催日	令和8年6月29日（月）	令和8年8月4日（火）
	主 な 協議事項	・ 令和9年度県養成医師臨床研修派遣先 ・ 令和9年度4月に向けた派遣方針	令和9（2027）年度専門研修プログラムについて
	結 果	・ 令和9年度県養成医師臨床研修派遣先について、原則として県養成医学生の希望を優先しつつ、病院の受入人数を勘案した派遣案を示し、了承 【別紙1参照】 ・ 卒後2年目医師の診療科選択において、内科・総合診療科が一定確保される見込みであることから、特定診療科の選択をすべて認めることについて了承 【別紙2参照】 ・ 県養成医医師キャリア形成プログラムの変更について、了承	都道府県から国への意見書を厚生労働省に提出することについて了承 【別紙3参照】

【参考】

医療法の一部改正（H30. 7. 25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について
（平成30年 7 月 25 日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」

⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

(1) キャリア形成プログラムに関する事項

(2) 医師の派遣に関する事項

(3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項

(4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項

(5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項

ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述

イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記 1 に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。

令和9年度 県養成医師の臨床研修病院内示数

(別紙1)

県養成医の受入対象 臨床研修病院	医療 圏域		へき地医療 拠点病院	臨床研修定員		内示数及び受入れ可能数								
						R6	R7	R8		R9		前年差 R9-R8		R9 受入可能数 との差 (D-C)
				R8	R9	内示数	内示数	受入れ 可能数 A	内示数 B	受入れ 可能数 C	内示数 D	受入れ 可能数 (C-A)	内示数 (D-B)	
市立西脇病院	北播磨	医師確保推進重点地域	●	6	6	3	3	3	3	3	3	0	0	0
県立はりま姫路総合医療センター	播磨 姫路		●	15	16	2	2	2	2	2	2	0	0	0
赤穂市民病院			●	5	6	3	4	4	2	4	2	0	0	▲ 2
公立宍粟総合病院			●	3	3	2	3	3	3	3	2	0	▲ 1	▲ 1
県立丹波医療センター	丹波		●	8	8	4	4	4	4	4	3	0	▲ 1	▲ 1
公立豊岡病院	但馬		●	10	10	4	5	5	5	4	4	▲ 1	▲ 1	0
県立淡路医療センター	淡路		●	13	13	2	2	2	2	2	2	0	0	0
神戸大学医学部附属病院 (たすきがけ)	神戸	—	—	60	59	1	0	2	1	1	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
兵庫医科大学病院 (たすきがけ)	阪神	—	—	50	49	0	0	4	0	4	0	0	0	▲ 4
計				—	—	21	23	29	22	27	18	▲ 2	▲ 4	▲ 9

令和 9 年 4 月に向けた派遣方針

前期派遣・後期派遣医師の診療科別派遣先

診療科	R8								R9（予定）								R9-R8 (b-a)
	前期派遣			小計	後期派遣		小計	合計 a	前期派遣			小計	後期派遣		小計	合計 a	
	①	②	③		①	②			①	②	③		①	②			
内科・総診	14	12	6	32	10	10	20	52	11	14	12	37	11	11	22	59	7
小児科	2	1	0	3	1	0	1	4	1	2	1	4	2	1	3	7	3
産婦人科	2	3	1	6	0	1	1	7	3	2	3	8	3	0	3	11	4
外科	1	4	3	8	2	1	3	11	2	1	4	7	2	2	4	11	0
救急科	2	1	0	3	1	3	4	7	0	2	1	3	1	1	2	5	▲ 2
整形外科	1	2	2	5	1	2	3	8	1	1	2	4	2	1	3	7	▲ 1
脳神経外科	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	1	3	0	0	0	3	2
精神科	0	0	3	3	1	1	2	5	0	0	0	0	2	1	3	3	▲ 2
その他				0			0	0				0			0	0	0
合計	22	24	15	61	16	18	34	95	20	22	24	66	23	17	40	106	11

初期研修2年目 専門研修コース選択希望状況（R8.5）

希望（診療科）コース	医師数
内科	9
総合診療科	2
小児科	1
産婦人科	3
外科	2
救急科	-
整形外科	1
脳神経外科	2
計	20

- 来年度、新たに内科診療に従事する医師数は、
内科9、総合診療科2で合わせて、11名となる見込み
- その上で、内科診療に従事する医師数は昨年度より多く
確保される見込みであることから、特定診療科コースの
選択にあたりすべて希望どおりとする

都道府県名	1. 2027年度シーリング案に関する意見	2.その他の意見
28. 兵庫県	令和 9 年度専攻医募集におけるシーリングの基本的方針（案）において、シーリング対象外とされている医師は「専攻医期間に医師少数区域又は医師少数スポットで専門研修を行う予定の者」とされているが、小児科医師の不足状況は「医師少数区域」よりも「都道府県小児科医師確保計画に基づく相対的医師少数区域」の方が、よりその実態を正確に反映している考え方であるため、同方針（案）については「専攻医期間に医師少数区域（小児科においては都道府県小児科医師確保計画に基づく相対的医師少数区域を含む。）又は医師少数スポットで専門研修を行う予定の者」とするべきである。	

都道府県名 【選択式（1行目のみ）】	領域 【選択式】	1. 複数の基幹施設設置に関する意見（内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科のみ） 【自由記述】	2.診療科別の定員配置に関する意見 【自由記述】	3.その他の意見 【自由記述】	日本専門医機構への提供希望 【選択式】	関係基本領域学会への提供希望 【選択式】
28. 兵庫県						

都道府県名 【選択式（1行目のみ）】	領域 【選択式】	基幹施設名 【自由記述】	プログラム名 【自由記述】	1. プログラムの連携施設及びローテーションの設定に関する意見 【自由記述】	2. プログラムの採用人数に関する意見 【自由記述】	3.プログラムの廃止に関する意見（該当する場合）	4. 地域枠医師等への配慮に関する意見 【自由記述】	5. その他の意見 【自由記述】	日本専門医機構への提供希望 【選択式】	関係基本領域学会への提供希望 【選択式】
28. 兵庫県				専門研修プログラムの中には、連携施設に本県所在の医療機関が僅少なものがある。県内の医師確保の充実を図る観点から、①連携施設の県内施設数の割合に下限を定めていただきたいこと（県内施設は、可能であれば医師確保対策重点推進圏域※所在の医療機関が望ましい）、②実際の専攻医のローテートにおいても、これらの医療機関での研修期間を十分に確保することについて、次年度以降のプログラム設定において措置を講じるよう、各基幹施設に対し要請していただきたいこと、③基幹施設の所在する都道府県内での研修期間について、下限を定めていただきたいこと（「研修年限の半分以上」など）。 ※ 本県においては、医師偏在指標上の医師少数区域はないが、「兵庫県医師確保計画」において、「県内において相対的に医師が不足しているため、医師確保等の取組を重点的に推進する圏域」として5圏域（北播磨、播磨姫路、但馬、丹波及び淡路）を「医師確保対策重点推進圏域」と位置付けている。				地域医療への影響を都道府県が適切に評価するため、日本専門医機構は、専攻医が各プログラムの中にどの研修施設で研修を行っているのかに加えて、専門研修修了後、どの医療機関で勤務を行っているかを把握し、都道府県に情報を共有すること。		